

貼付例

手帳（両面）貼付台紙

お手帳をケース等から出していただき、広げた状態で表面と裏面のコピーを取ってください。（記載事項が切れないよう貼付をお願いします。）

車両番号 習志野580さ999

お手帳を広げた状態での表面と裏面のコピーを貼ってください。

身体障害者手帳 船橋市 第 号

氏名

身体障害者等級表 による級別表		級
旅客鉄道（株） 旅客運賃減額種		種

船 橋 市

障害名 及び 部位別等級	再認定期限

本人の欄		本籍地	
現住所		変更年月日	印
保護者の欄		続柄	
氏名			
現住所			

交付履歴の欄			
再交付履歴			級種
			級種
初回交付年月日等			

優遇減免等証明欄

普通車で減免を受けていた方が、軽自動車
で減免を受ける場合には、県税事務所にて
自動車税減免申請情報を抹消する必要があり
ます。抹消手続きが完了してから、市役
所市民税課にご申請ください。

優遇減免等証明欄

優遇減免等証明欄

優遇減免等証明欄

教 示

この処分不認がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。
処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。